

2020年4月13日

お客さま各位

豊橋商工信用組合  
理事長 中村 勝彦

## 新型コロナウイルスによる当組合の営業体制について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度は、新型コロナウイルス感染症拡大により、多大な影響を受けられた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

さて、先日発令された愛知県独自の緊急事態宣言に伴い、当組合の営業体制について下記の通り対応させていただきますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 各支店の窓口業務およびATMについて

窓口業務とATMにつきましては、通常通り行ってまいります。

**【窓口営業時間】**

9：00～15：00（土日祝日休み）

**【ATM 営業時間】**

平日 8：30～19：00

（全支店、ただしユタカ出張所は18：00までとなります。）

土曜日 9：00～17：00

（本店営業部・福江支店・赤羽根支店・南栄支店・豊川支店・田原南出張所）

日曜・祝日 9：00～17：00

（本店営業部・福江支店・田原南出張所）

#### 2. 渉外活動について

当組合職員からの感染拡大防止のため、訪問活動を自粛いたします。

お手数をお掛けいたしますが、急を要する入出金等に関しましては、お近くの支店窓口までご来店をお願い致します。

#### 3. 新型コロナの相談窓口について

各支店に相談窓口を設けておりますので、ご活用ください。

また、お電話でも受け賜りますので、お気軽にご相談ください。

#### 4. 期間

5月6日まで（緊急事態宣言発令期間の延長により、変更する場合がございます。）

以上